

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 27 年 12 月 4 日(金)午後1時 30分から午後 3 時 00 分

2. 開催場所 役場 1 階第 2 会議室

3. 出席委員(14 人)

会長	1 番	尾坂 壽夫
会長職務代理者	2 番	赤羽 則子
委員	3 番	三浦 淳
	4 番	上島 貞章
	6 番	足助 聰美
	7 番	下田 節子
	8 番	野澤 修一
	10 番	根橋 鉄雄
	11 番	竹淵 光雄
	12 番	宇治 昭三郎
	13 番	有賀 勝英
	14 番	宮原 光平
	15 番	小澤 浩矩
	16 番	栞澤 幸雄

4. 欠席委員(2 人)

5 番	中村 智子
9 番	根橋 英男

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

報告事項(1)専決事項

11 月許可決定の 4 条 1 件、5 条 6 件については、長野県農業
会議から 11 月 13 日付けで許可相当の意見答申があったので、
許可指令書を交付した。

(2)農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 飯澤誠
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 原照代
書記	役場産業振興課農政係専門員 千田茜

7. 会議の概要

(開会: 赤羽職務代理者)

<尾坂会長>

どうも改めましてこんにちは。大変お忙しい中、またお寒い中大変ご苦労様でございます。11月は月の平均気温が最高を記録したところが数多くあったわけですが、たぶん辰野町でも最高気温を記録したんじゃないかなと思います。そのために秋の穫り入れ等、菜っ葉のお菜洗い等が遅れているようでございます。あと、今年の冬はエルニーニョの現象が激しいというか大きくなってきておりますので、暖冬になるんじゃないかという予想も出ております。私はこの年になりますとやっぱり冬はあったかいほうがいいかなという感じがするこのごろであります。先月の行事でございますが、11月14日に国会議員との農政懇談会がございました。TPPの問題と米の減反等の話がございました。いろいろ新聞に書かれているとおりでございました。そして18日には、上伊那農業委員会協議会におきまして、研修旅行を佐久方面に赤羽代理と一緒に行ってまいりました。蓼科農ん喜村のグリーンツーリズムの関係、道の駅等見させていただきまして、小さな町でございますが、それなりにがんばってやっているなあという印象を受けたところであります。それとあわせまして、南牧村のアグレスという、ほうれん草一本で野菜作りをやっているところへ行ってきました。野辺山でございますので面積も広うございます。最初ハウス10棟くらいで始めたようでございますが、今250棟のハウスでほうれん草一本の栽培をしているということで、4月から11月まで、今年は暖かかったので11月末ころまで出せるというようでございます。あとは、そこでは寒すぎましてできませんので埼玉のほうへ農地を借りて冬の間はそちらへ行くと。最盛期になると80人くらいの人をお願いして、雇用が、常に雇用している人が6人だそうです。外国人のようでございます。そのようなところを見てきました。いずれにいたしましても収穫は終わってしまいましたのでちょっと寂しいハウスでございましたが70m~80mあるハウスがずらっと並び、それは見事でございます。それから、26日から28日、農業委員会として最大のイベントでございます、味噌づくりが、皆様のご協力のもと、スムーズにいきまして大変ご苦労様でございました。ありがとうございました。最終日の28日には晴天に恵まれまして、大勢の皆さんに参加していただき、楽しいひと時、また、すばらしい味噌ができたんじゃないかと思えます。来年の今頃にはいただけると期待しているところでございます。行事ではございませんけれど、辰野町の議会が11月30日から始まりましてその初日にこの農業委員会の改正がございまして、それに伴う条

例案が提出されました。また細かいことは事務局のほうからお話があるかと思いきやけれども、農業委員の定数が16人から7人に、それから推進委員が7人に、というような状況になるようでございます。農業委員は議会が承認し、町長が選任するという形になります。推進委員につきましては、農業委員において委嘱するということになっております。いろいろ条例等、細則等が決まればそれに基づきましてたぶん我々はその農業委員の推進委員を選ぶような状況になることになるので、またその辺細かく、事務局のほうから話を聞きながら進めて行きたいと思いますが、そのようなことがございますので、2月・3月につきまして、特別に何かあるんじゃないかと思っておりますので、皆様方のご協力よろしくお願ひしたいと思ひます。いずれにいたしましても寒くなりますので、体には十分気をつけていただきたいと思ひます。それでは本日の議事につきまして、慎重審議お願ひ申し上げまして、簡単ではございますがあいさつといたします。よろしくお願ひいたします。

それでは3番の議事録署名委員の指名でございます、11番の竹淵委員、12番の宇治委員、お願ひいたします。

それでは第4の議事に入ります、議案第1号、農地法の規程に基づく許可について、事務局より説明お願ひいたします。

<事務局>

【議案第1号、3条の規定による許可について、1～3番朗読】

<原事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。

大字横川…にお住まいのAさん所有の、大字横川字門前…番、地目は畑、面積1083㎡を、大字横川…にお住まいのBさんが取得するものです。譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は37aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきまして、根橋英男委員と中村委員から意見書をいただいておりますが、本日お二人欠席のため、現地確認の結果をお聞きしておりますのでご報告させていただきます。11月8日に現地を確認され、地籍調査もすんでおり、またこの場所はすでに以前からBさんが借りて作っていたということで、なんら問題はないうことです。以上、ご審議をよろしくお願ひします。

<尾坂会長>

はい、ただいま説明がございました。1番につきまして何かご意見ご質問等、お願ひいたします。(場所について会長質問、事務局回答)畑でございます。何かご意見ご

質問(「なし」の声)異議なしということですので、この件につきまして許可することといたします。はい、どうもありがとうございました。次2番目につきまして説明お願いいたします。

<原事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。

大字伊那富…にお住まいのAさん所有の、大字上島字上島…、地目は田、面積170㎡と、大字上島字上島…、地目は田、面積165㎡、以上ふた筆を、大字上島…のBさんが取得するものです。この件は後ほどご説明する5条案件とあわせ、農地の交換となっています。譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農業経営面積は38aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、三浦委員と根橋鉄雄委員から意見書をいただいております。

<尾坂会長>

はい、この件につきまして、現地を見ました三浦委員、お願いします。

<3番三浦委員>

3番の三浦です。11月10日に10番の根橋委員さんと現地を確認し、説明を受けたところでございます。(場所の説明)詳細につきましてはただいま事務局のほうからご説明があったとおりでございます。ほ場整備をした土地でもありまして、境もしっかりしておりまして、また譲受人の条件も整っているということでよしと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

<尾坂会長>

はい、ただいま説明がございました。この件につきまして、ご意見ご質問等ございましたら。

<8番野澤委員>

この、地目だけれど、登記簿が田、現況が畑になってるけれどこれはどういうことかという風になるだ。田というのは水稲作るのが田だよ。そばを作れば畑にしている。

<千田事務局書記>

水の取入口と排出口が生きているものは田、そば作っても田という風にしています。

<8番野澤委員>

法務局だとりんご植えちゃうと、転作で植えちゃうと自然に畑だよな。取入あってもなくても。これ今どういう判断でしたかと思って聞いただけで特に移動のそれには問題ないけれど。

<飯澤事務局長>

登記地目を変えてないもんでそのままということですね。

<8番野澤委員>

これは現況畑にした理由は何かを聞いてるだよ。

<飯澤事務局長>

今言うように取入も出口もなくて。

<千田事務局書記>

あるかも知れないけれどももう埋まってしまっているとか使えない場合は。

<8番野澤委員>

はい、それだけだね。

<14番宮原委員>

登記簿が変わってなければ畑のような状態なら畑になるってことなんだな。

<飯澤事務局長>

地目変更登記をしない限りは登記簿のほうは変わらないもんで。

<尾坂会長>

ほ場整備したけれど畑で残っているということですね。地図のマークでいくと畑になっている。何かご意見、その他に。(「異議なし」の声)田と畑、難しいとこですね。いいですか、はい、ではこの件につきまして許可することにいたします。はい、続きまして第3番、お願いいたします。

<原事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。

東京都立川市栄町…のAさん所有の、大字平出…番、地目は畑、面積894㎡と、杉並区高井戸東…のBさん所有の、大字平出…番、地目は畑、面積36㎡、大字平出…番、地目は畑、面積183㎡、大字平出…番、地目は畑、面積1529㎡、以上4筆、合計2642㎡を、諏訪郡原村…にお住まいのCさんが取得するものです。譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は90aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、赤羽代理と下田委員から意見書をいただいております。

<尾坂会長>

はい、それでは赤羽代理、お願いいたします。

<赤羽会長職務代理者>

それでは、赤羽が現地立会いをしました、下田委員と立会いをしました結果をご報告申し上げます。10月30日にこの譲受人であるCさんと一緒に3名の者が調査を行いました。この、Cさんというのは実家が平出のA家の娘さんです。そしてこのAさんという方は実家のご長男、お兄さんの息子さんにあたります。お兄さんはすでに亡くなられておりまして、CさんからいえばこのAさんが甥にあたる方です。実家の土地である平出の土地はすでにAさんになっておりますけれども、Aさんの住まいは東京に住んでおられるということで、耕作することができません。このたびCさんが岐阜のほうでしたか京都のほうでしたか、あちらにお住まいでしたけれども、今度原村に帰ってこられまして、農業をしたいということで、ですのでこの実家の土地をCさんが耕作することになりました。(場所の説明)この両方を調べさせていただきましたけれども、境界もはっきりしております。またこの…はこの上の段ですね、境杭はわかりませんが、梅の木なんか植わっておりまして、柿の木と梅の木が植わっておりまして、ここ

が境だろうということが確認できました。そんなことで報告申し上げてよろしくご審議をお願いしたいと思います。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。この件につきましてご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

<8番野澤委員>

耕作距離というのはどのくらいのものを見てるだこれ。いいけど。耕作できるのは東京から通ってできるのか。原村から通ってできるのか。

<赤羽会長職務代理者>

原村にはおりますけれども、ご実家へよく通ってこられて、実家の平出がありますので、いったりきたりという状況です。

<千田事務局書記>

町外の方なので添付書類で営農計画書が必要な添付書類になっていますけれども、自宅から申請地まで30キロということで通作するというので計画書が出ております。

<8番野澤委員>

できるというとそれを認める。

<千田事務局書記>

通作できると計画で出されてきているので、で、実家が平出にあるので、で、耕作期間は実家に常留と書いてあるので実家にいらっしゃるということのようです。

<尾坂会長>

ということだそうでございます。何かその他に。確かに若干距離がありますね。この件についていかがですか。(意見なし)はい、ご意見等ございませんので、この件について許可することにいたします。どうもありがとうございました。次に、次のページ5条お願いいたします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～4 番朗読】

<原事務局次長>

それでは5条であります。

1番、所有権の移転でございます。

先ほどの3条で出てまいりました Bさんが所有いたします、大字上島字上島…、地目は畑、面積 229 m²と、大字上島字上島…、地目は畑、面積 222 m²、以上2筆を、同じく先ほどの Aさんが取得し駐車場および事務所用地を拡張するための申請でございます。譲受人の営む建築設計事務所の駐車場が不足しているため、事務所隣接、また近くの申請地を取得しあわせて車 10 台分の駐車場および事務所敷地とする計画です。先ほど申し上げましたとおり、3条の農地との交換となります。申請地はいずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地の区域内であり農地法第 5 条第 2 項第 2 号の消極的 2 種農地にあたりますが、既存敷地の拡張であり、位置的代替性もないことから許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては三浦委員、根橋鉄雄委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、三浦委員さん、現地の状況お願いいたします。

<3番三浦委員>

3番の三浦です。ちょっと議案の名前の字が。(議案誤り)11月10日に10番の根橋委員と現地を確認し、説明を受けたところでございます。(場所の説明)詳細につきましてはただいま事務局のほうから説明があったとおりでございます。境もしっかりしておりますし、問題なしと判断しましたが、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

<尾坂会長>

はい、ただいまの件につきまして、ご意見ご質問等。交換ということなんですね。AさんとBさんが交換すると。交換した後駐車場及び事務所用地ということでもあります。何かご意見ご質問等ございましたら。いいですか何か。(「なし」の声)異議なしということでございますので、この件につきまして許可することといたします。2番、よろしく願いします。

<8番野澤委員>

ちょっといいです。さっきの3条のは、いいんだけど、いや俺反対じゃないんだけど、譲受の経営面積よ。9083㎡これはどこにもっているの。

<千田事務局書記>

これは、原村、いや富士見です。

<8番野澤委員>

富士見に持っているんだよね。辰野の3条の要件というのは何㎡。

<千田事務局書記>

30a です。

<8番野澤委員>

30a だよな。これ2600しかねえじゃん。辰野に30なくてもいいってことかい。

<千田事務局書記>

辰野に30なくてもいいです。全体で。町外の場合は耕作証明書をつけてもらいます。

<8番野澤委員>

ここになくてもいいわけかい。いろいろの地域があるじゃん、50a とか30a とかあるら。

<原事務局次長>

それは申請地のあるところの要件で。辰野町は30なので。

<8番野澤委員>

辰野は30a なので辰野になきゃいけないのかなと。はい。いいです。

<尾坂会長>

いいですか。それでは1番につきまして、許可することいたします。はい、2番につきましてお願いいたします。

<原事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。

大字赤羽…にお住まいのAさんが所有いたします、大字赤羽…、面積139㎡、大字赤羽…、面積116㎡、大字赤羽…、面積413㎡、地目はいずれも田、以上3筆を、箕輪町大字中箕輪…にお住まいのBさんが取得し住宅を新築するための申請でございます。譲受人は現在借家に暮らしておりますが、家族が増えたため、申請地を取得し自己の住宅を新築したい計画です。申請地はいずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地の区域内であり農地法第5条第2項第2号の消極的2種農地にあたりますが、集落に接続しておりますので許可はやむをえないと判断いたします。また、敷地面積が一般住宅の基準の500㎡を超えておりますが、通路分が255㎡あり、実質宅地面積は413㎡となりますのでこちらもやむをえないものと判断いたします。この件につきましては下田委員、桑澤委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、この件につきまして下田委員お願いします。

<7番下田委員>

7番の下田です。お願いいたします。11月15日に桑澤さんと現地を確認いたしました。(場所の説明)お父さんの土地です。裏が全部湿地帯で今農機具が大きくなってるともんで、この裏全部みんな年に2~3回は草を刈っているんですけど何にも作っていないという状態がずっともう10年以上続いているんです。それでCにも機械を入れてもらったけれどもぐっちゃったりしてて、ここは大きい機械ではもう手がつけられないということですからずっと放ってあるところです。この場所はきちんと境もしっかりしておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

<尾坂会長>

はい、この件につきましてご意見ご質問等ございましたら。このクの字の部分が通路になるということですね。

<7番下田委員>

そうです。

<尾坂会長>

はい、なにかご意見ご質問等。「なし」の声

<7番下田委員>

それでここんどこ道もないんですよ、田んぼに入ってく道が。それでどういう風にしていいのかっていうのでちょっと、みんな悩んでるんですけど。

<尾坂会長>

はい、何かご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。「なし」の声道がないということで、はい、いいですか。この件につきまして許可することといたします。どうもありがとうございました。つづきまして議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規程に基づき決定について、説明、事務局お願いいたします。

【農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<原事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

今月は8件、13筆、面積は15358㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますのでお願いします。

<尾坂会長>

はい、ただいま説明がございました。この件につきまして何か質問等ございましたらお願いいたします。「なし」の声何かご意見等なければこのとおりに決定したいと思います。いいですか。「異議なし」の声はい、このように決定したいと思います。ありがとうございました。続きまして報告事項に入りたいと思います。(1)の専決事項、(2)の農地法第18条第6項の規定による通知書について説明お願いいたします。

報告事項

<原事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず専決事項ということでお願いしたいと思います、11月許可決定の4条1件、5条6件につきましては、長野県農業会議から11月13日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

次に、農地法第18条第6項の規定による通知書ということで、貸借の合意解約でございますが、1件、議案書のとおりでございます。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。報告事項は以上でございます。

<尾坂会長>

はい、(1)専決事項、(2)の通知書について何かご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。通知書は解約ということですね。以上でこの報告事項については以上でございます。いいですかね。はい、それではその他ということでお願いします。

その他

○地籍調査における地目認定について(事務局千田説明)

○平成27年度農業功績者表彰・農業名人認定候補者の推薦について

功績者表彰に赤羽宏文さん、農業名人に根橋正美さんを推薦することを決定

○その他

(1)今後の研修会等日程

12/7(月)農業者年金加入推進研修会(伊那市、赤羽・下田・千田)

12/15(火)農村女性フェスティバル(長野市、赤羽・下田・中村・千田)

(2)その他

報酬について

旅行の清算の件、旅行参加者から徴収し欠席者に返金することに決定

味噌づくりについて、有賀部長から委員に協力お礼

使用料等謝金について閉会后、会長・代理・農政部長にて話合

地籍調査について閉会后、事務局から宇治委員・小澤委員に説明

○次回委員会開催日 平成28年1月5日(火)午後1時30分～

役場1階第2会議室

(閉会)

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証
するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印